



1. 男女雇用機会均等法施行規則の改正(平成26年7月1日施行)
2. 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策について
3. 外国籍の年金被保険者についてローマ字氏名届を義務化へ
4. 開催間近!
夏の法務セミナー開催のご案内

1. 男女雇用機会均等法施行規則の改正 (平成26年7月1日施行)

平成25年12月24日、男女雇用機会均等法施行規則の一部を改正する省令等が公布され、平成26年7月1日に施行されました。これにより、男女雇用機会均等法で禁止している「間接差別」の対象範囲が拡大します。

【これまで】

総合職の労働者を募集、採用する際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、「間接差別」として禁止されてきました。



【改正後】

すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、「間接差別」として禁止されます。

▼「間接差別」となるおそれがあるものとして禁止される措置の一例

(例1) 労働者の募集にあたって、長期間にわたり、転居を伴う転勤の実態がないにもかかわらず、全国転勤ができることを要件としている。

(例2)

部長への昇進にあたり、広域にわたり展開する支店、支社などがないにもかかわらず、全国転勤ができることを要件としている。

「直接差別」が男女で異なる取り扱いをすることを言うのに対し、「間接差別」とは、性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率やその他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある差別を言います。

具体的には、前述の改正点のほか、以下の2点について合理的な理由なくおこなうことは禁止されています。

- ・労働者の募集または採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とするもの。
- ・労働者の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とするもの。

■その他の改正の主な内容

性別による差別事例の追加、セクシャルハラスメントの予防や事後対応の徹底などの明示、コース等別雇用管理についての指針の制定など。

今回、コースごとの雇用管理を行うにあたって事業主が留意すべき事項について、従来、通達で示されてきた内容が整理され、新たに指針として制定されています。職種、資格などに基づいて、コースごとに異なる配置・昇進・教育訓練などをおこなっている事業所様につきましては十分ご留意ください。

2. 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策について

建設業の所轄官庁である「国土交通省」と社会保険の所轄官庁である「厚生労働省」が連携し、平成24年より建設業者の社会保険未加入問題に本格的に取り組みを強化しています。

その中で、平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事においては、社会

保険等未加入建設業者に対する指導監督が強化され、元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者については、社会保険等に加入している業者に限定されることとなります(建築一式工事の場合は4,500万円)。

▼具体的には下記措置が実施されます。

- ①入札参加時に元請業者の保険加入状況の確認(未加入の元請業者は工事から排除)
- ②未加入の一次下請業者との契約を原則禁止
- ③施行体制台帳等で全ての下請業者の保険加入状況を確認
- ④未加入の一次下請業者と契約したことが判明した場合の措置を実施(元請業者への制裁金の請求等)
- ⑤全ての未加入業者を発注部局から建設業担当部局に通報
- ⑥建設業担当部局において未加入業者(二次下請以下も含む)への加入指導等を引き続き実施

平成27年度以降、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定するなど、今後も段階的に未加入事業者の問題への取り組みを強化していく方針です。



3. 外国籍の年金被保険者について、ローマ字氏名届を義務化へ

平成26年10月1日より、日本国籍を有しない2号、3号被保険者の資格取得および氏名変更の届出の際には、「ローマ字氏名届」を添付することが義務付けられるようになります※。

※現行は義務ではなく「協力のお願ひ」(任意)という形での届出となっています。

「ローマ字氏名」とは在留カードもしくは特別永住者証明書又は住民票に記載されているローマ字氏名を原則として記入することになります。

10月以降、届出が義務化されますので、外国籍の方を多く採用されている事業所様におかれては早めのご準備をお願いいたします。

4. 開催間近! 夏の法務セミナー開催のご案内

弊社担当者より既にご案内をさせていただいてる事業所様も多いかと思いますが、開催日も迫ってまいりましたので、改めてご案内させていただきます。

今回のセミナーでは、上海リーグ法律事務所より殷偉弁護士をお招きし、中国における労務管理の最新動向と、コンプライアンス管理の重要性について具体的事例を交えて解説いただきます。

【日時】2014年7月28日(月)
15:00-17:00(開場:14:30)
【会場】ステーションコンファレンス東京 6F
(JR東京駅日本橋口直結)

【内容】

第一部:日本での中国人採用の手順と留意点
(SATO行政書士法人 副所長 今城貴愉)
第二部:人事労務管理における中国の動向とコンプライアンス管理の実践
(上海里格法律事務所
パートナー弁護士 殷偉(イン・ウェイ)氏)

【参加費】無料

【お申込方法】

先着順にて受付をしております。
貴社名、部署名、役職、お名前(フリガナ)、電話番号を明記の上、下記アドレスまでお申込ください。
<お申込先>sato-sales@sato-group.com
※弊社担当者に直接ご連絡いただいても結構です。

セミナー内容の詳細は、弊社HPでもご案内させていただきますので、是非そちらもご覧ください。
多くの皆様と会場でお会いできることを楽しみにしております。ご来場お待ちしております。

